

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件五件	三七九	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件	三八一
○農地法第三条第二項第五号の面積及び同法第六条第一項第二号の知事が定める面積を定めた件の一部を改正する件	三八〇	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	三八三
○土地改良事業計画を変更することに同意した件	三八〇	○宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件三件	三八三
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三八〇	○一般競争入札を行う件	三八二
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	三八一	○一般競争入札を行う件	三八二
○免税証を無効とする件	三八二	○福島県警察本部	
○平成二十年福島県職員採用選考予備試験を実施する件	三八二	○一般競争入札を行う件	三八四
		○福島県病院局	
		○平成二十年福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	三八四
		正 誤	
		○平成二十年五月十六日付け号外第四十三号中	三八五
		○平成二十年五月三十日付け定例第九百八十三号中	三八五

告 示

福島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十三日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、

福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム喜多方店 喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二号
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まっちづくり課)

福島県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十三日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム原町店 南相馬市原町区大字北原字前谷地二百五十六番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まっちづくり課)

福島県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十三日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム会津若松店 会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まっちづくり課)

福島県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十三日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム大槻店 郡山市中野一丁目三十四ほか
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年六月十三日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
岡小名ショッピングセンター いわき市小名浜岡小名字岸前五十三一ほか
- 二 法第八條第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百五十一号

農地法第三條第二項第五号の面積及び同法第六條第一項第二号の知事が定める面積を定めた件（昭和四十六年福島県告示第四百八号）の一部を次のように改正し、平成二十年七月一日から施行する。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

農地法第三條第二項第五号の面積の表の知事が定める三十九アールのもの表津若松市の項の次に次のように加える。

福島市 福島市のうち市町の廃置分合の件（平成十九年総務省告示第六百二十七号。以下「六百二十七号告示」という。）による廃置分合前の伊達郡飯野町の

区域

農地法第三條第二項第五号の面積の表の知事が定める三十九アールのものの表伊達郡の

項中「並びに飯野町」を削る。
農地法第六條第一項第二号の小作地の面積の表の知事が定める七十アールのもの表福島市の項区域名の欄を次のように改める。

- 福島市のうち次に掲げる区域
 - 一 旧渡利村、旧岡山村、旧土湯村、旧立子山村、旧庭坂村、旧中野村、旧湯野町及び旧茂庭村の区域並びに旧下川崎村及び旧小国村から福島市に編入されている区域
 - 二 六百二十七号告示による廃置分合前の伊達郡飯野町の区域
- 農地法第六條第一項第二号の小作地の面積の表の知事が定める七十アールのもの表伊達郡の項中「、飯野町」を削る。

（農地調整室）

福島県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の三第五項で準用する同法第四十八條第九項で準用する同法第十條第一項の規定により、二本松市が成上地区基盤整備促進事業（農道）に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十年六月四日同意した。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第四百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称
二本松市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
二本松都市計画下水道事業（二本松市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日
平成四年十二月二十二日
- 四 事業施行期間
平成四年十二月二十二日から平成二十五年三月三十一日まで
- 五 事業地
取用の部分
都市計画法事業の事業計画の変更を認可した件（平成十五年福島県告示第二百七十四号及び第二百七十五号）の事業地に二本松市金色作田、金色久保、市海道及び向原の各一部の区域を加える。
同事業地のうち二本松市茶園二丁目及び冠木の各一部の区域を全部の区域に改める。

同事業地のうち二本松市茶園一丁目において事業地の一部の区域を
変更する。
使用の部分 変更なし
(下水道課)

福島県告示第四百五十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年五月十二日次のとおり指定した。

平成二十年六月十三日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
新常磐交通株 いわき市明治団地 平成二〇年五月九日から平成
式会社 四番地の一 二五年三月三十一日まで 田字沢目一〇番地の
福島県知事 佐藤 雄平 売りさばきの場所
福島県知事 佐藤 雄平 田字沢目一〇番地の

(出納総務課)

公 告

公告第三百七号

次の軽油引取税免税証については、平成二十年三月二十日いわき市内において亡失し
た旨届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類	番 号	枚 数
一 地方税法施行規則(昭和二九年総理府令 第二三三号)第一八条に規定する第三六号様 式一〇リットル券	FC七〇八〇〇四三〇 FC七〇八〇〇四三二 FD七〇八〇〇〇〇一	三枚 四〇枚
二 同条に規定する第三六号様式一八リット ル券	FD七〇八〇〇〇四〇	

(税 務 課)

公告第三百八号

平成二十年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験を実施する職種
保健師、獣医師、電気に関する技術職、診療放射線技師、理学療法士及び児童自立
支援専門員
- 二 試験期日
平成二十年八月一日(金)
- 三 受験申込受付期間
平成二十年六月二十日(金)から同年七月十八日(金)まで
- 四 受付窓口及び問い合わせ先
1 保健師及び児童自立支援専門員
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話
(〇二四)五二一七二二九)
- 2 獣医師
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話
(〇二四)五二一七二二九)又は福島県農林水産部農林水産総室農林総務課(福
島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七三九二)
- 3 電気に関する技術職
福島県土木部土木総室土木総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五
二一七四五二)
- 4 診療放射線技師
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話
(〇二四)五二一七二二九)又は福島県病院局病院総務課(福島市中町八番二
号 電話(〇二四)五二一七二二六)
- 5 理学療法士
福島県病院局病院総務課(福島市中町八番二号 電話(〇二四)五二一七二二
六)

(人 事 課)

公告第三百九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、
次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃
止した旨届出があった。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止年月日	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者

いわき 学園短 期入所 事業	いわき市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	いわき市常 磐下船尾町 東作五一番 地	平成二十年 四月一日	短期入所	知的障害者
いわき 光成園 短期入 所事業	同 市常 磐下船尾町 東作五三番 地	同	同	同	同	同

(障がい福祉課)

公告第三百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南相馬市から原町都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課(都市計画課)

公告第三百十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の日時

平成二十年六月二十四日 午前十時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町五番七十五号 県庁東分庁舎二階二〇三会議室

三 聴聞の内容

二本松市大平山九番地十五旭日企画有限会社が宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定に該当するため

(建築指導課)

公告第三百十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の日時

平成二十年六月二十四日 午後一時

二 聴聞の場所

福島市杉妻町五番七十五号 県庁東分庁舎二階二〇三会議室

三 聴聞の内容

二本松市松岡二百六十七番地一有限会社トップスが宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

(建築指導課)

公告第三百十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十年六月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の日時

平成二十年六月二十四日 午後三時三十分

二 聴聞の場所

福島市杉妻町五番七十五号 県庁東分庁舎二階二〇三会議室

三 聴聞の内容

郡山市堤一丁目八十八番地くどう地所株式会社が宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

(建築指導課)

公告第314号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県規程(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア ロータリ除雪車 2.6m級 1台

イ 除雪グレーダI 3.7m級 2台

ウ 除雪グレーダII 3.1m級 1台

- エ 除雪ドーザーⅠ 19t級 1台
- オ 除雪ドーザーⅡ 19t級 2台
- カ 除雪ドーザーⅢ 19t級 2台
- キ 除雪ドーザーⅣ 19t級 1台
- ク 除雪ドーザーⅤ 16t級 1台
- ケ 除雪ドーザーⅥ 13t級 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年11月10日
- (4) 納入場所
- ア 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田高字根小屋甲4277番地の1)

- イ 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津若松市追手町7番5号)
- ウ 福島県南建設事務所 (福島県白河市昭和町269番地)
- エ 福島県猪苗代土木事務所 (福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)
- オ 福島県山口土木事務所 (福島県南会津郡南会津町山口字村上8442番地)
- カ 福島県南会津建設事務所 (福島県南会津郡南会津町田高字根小屋甲4277番地の1)

- キ 福島県会津若松建設事務所 (福島県会津若松市追手町7番5号)
- ク 福島県須賀川土木事務所 (福島県須賀川市大町33番地)
- ケ 福島県南建設事務所 (福島県白河市昭和町269番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件 (平成20年福島県告示第300号) 第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入 (修繕) 一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成20年7月8日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年6月23日午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月24日 午後1時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日午後5時30分までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 - ① Rotary Snow Plow (2.6m class) 1
 - ② Snow-removing-motor-grader I (3.7m class) 2
 - ③ Snow-removing-motor-grader II (3.1m class) 1

- ④ Tractor with Snow Plow I (Wheel type 19t class) 1
- ⑤ Tractor with Snow Plow II (Wheel type 19t class) 2
- ⑥ Tractor with Snow Plow III (Wheel type 19t class) 2
- ⑦ Tractor with Snow Plow IV (Wheel type 19t class) 1
- ⑧ Tractor with Snow Plow V (Wheel type 16t class) 1
- ⑨ Tractor with Snow Plow VI (Wheel type 13t class) 1
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m.,24 July 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m.,23 July 2008
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第30号

交通調査解析及び交通管制システム等設計業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年6月13日

福島県警察本部長 久保 潤

1 入札に付する事項

- (1) 作名及び数量 交通調査解析及び交通管制システム等設計委託5-1業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成20年9月19日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年6月18日（水）午後5時まで

に、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年6月27日（金）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要件

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会計課)

福島県病院局

公告第11号

平成20年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成20年6月13日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種
視能訓練士
- 2 試験期日
平成20年 7月29日 (火)
- 3 受験申込受付期間
平成20年 6月13日 (金) から同年 7月16日 (水) まで
受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課 (福島市中町 8番 2号 電話 (024) 521-7226)
(病院総務課)
- 4

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十年五月十六日付け号外第四十三号中

一 上	目次中	福島県監査委員	福島県監査委員会
	二十		

○平成二十年五月三十日付け定例第九百八十三号中

一 上	目次中	福島県監査委員	福島県監査委員会
四 上	後ろか ら五		